

## 「モリス対 UK 事件」の概要

(2002年2月26日付ヨーロッパ人権裁判所判決) 1)

大田 肇

イギリスにおいては、軍隊に関する指揮命令権は国王大権の下にある。一方で内閣総理大臣が国王に代わってそれらの権限を行使しているという現状から、シビリアンコントロールが確立しているとの評価が定着しているが、他方で、保守党・労働党の間で政権交代がおこなわれても、軍隊内の問題に関する変化はほとんど生じてこなかったとの指摘もある。軍隊内の問題は、軍隊の“自治”に任されていたのであり、軍隊内の規律維持に不可欠な軍法会議制度に関しても、1951年に軍法会議控訴院を設立し、文民である裁判官によるチェックを導入したが、そのチェックの有効性に関しては疑問視する意見が強い。このような現状に対し、「風穴を開ける」役割をはたしているのが、ヨーロッパ人権裁判所である。

イギリス国防省は、ヨーロッパ人権裁判所における、イギリスの軍法会議その他の軍事司法制度を争ったフィンドレイ事件（1997年）、フド事件（1999年）でそれぞれ敗訴し、軍事司法制度の改革を余儀なくされた<sup>2)</sup>。モリス事件はそれらの改革にもかかわらず、イギリス国防省が再び敗訴した事件である。しかし、モリス事件で争点となった地区軍法会議に関わった二人の現役将校に関しては、スピア事件に関するイギリス貴族院判決（2002年7月18日）<sup>3)</sup>がヨーロッパ人権裁判所とは異なる評価を下しており、今後の展開が注目される。

### 事実関係

1991年12月に、原告は16歳で Household Cavalry の Life Guards 部隊所属のイギリス陸軍の一員となった。1992年11月、原告は Household Cavalry Mounted Regiment に配属され、そこで乗馬を教えられた。原告は次のように主張する。乗馬訓練中、彼は伍長を含む他の兵士によるいじめの対象になった、と。原告によれば、1992年11月の末頃、その伍長はげんこつで彼の頭の側面を叩き、落馬させ、原告は地面で頭を打った。

1992年11月30日、つまりその攻撃から数日後に、原告は病気を申告し、医療将校に彼の顔の負傷は落馬によって生じたと述べた。1993年2月26日、さらなる身体への攻撃を恐れたと主張する原告は、無断職務離脱をした。1993年3月17日、彼は部隊長に手紙を書いた。特に“訓練中十分に熱意を表すことができないため、一定の下士官から身体的いじめを受けている”と述べ、彼の任期を終了させるよう頼んだ。その手紙への返事はこなかった。

---

原稿受付 平成15年9月30日

\*一般科目

1996年10月16日に、原告は警察に逮捕され、ロンドン・ハイドパークの部隊の兵舎に連行された。翌日、彼は1955年陸軍法第38条a項に反する無断職務離脱により、起訴された。1996年10月18日、部隊長の副官であるケリー少佐によって、close arrest に再拘束された。1996年10月24日付けの“8日遅延報告”に、その勾留の理由が次のように述べられている。“きっと職務離脱するだろう・・・、護衛の JNCO に彼を自由にするよう賄賂を出していった”。1996年10月31日、彼は部隊長の前に立ち、部隊長により証拠の要約のため close arrest に再拘束された。その後1996年11月11日に、部隊長によって、open arrest にかけられた。部隊長は1997年3月13日の地区軍法会議による裁判のため彼を再拘束した。

原告は、1996年11月4日付けの国防省警察への申し立てにおいて、次のように主張した。伍長による攻撃は無断職務離脱前の週に生じた、と。しかし、1997年1月29日付けの申し立てにおいては、その攻撃は1993年2月のある時期に生じたと主張した。警察はその伍長が陸軍を去っていることを知り、原告と同じ乗馬コースに属していた他の兵士の陳述を集めめた。それらからは、彼の不満を支持する証拠は見いだせなかった。原告はその後次のような申し立てにサインした。“私は本当に陸軍から抜け出したいし、自分の人生をうまくやっていきたいと決心している、・・・この攻撃が発生していたとしても、私は国防省警察にこの事件に関してさらなる行動を取って欲しいとは思わない”。

裁判に向けて原告を再拘束した後、部隊長は A 大尉を“弁護将校”に任命した。A 大尉は Household Cavalry Mounted Regiment の中隊指揮官として勤務している。法学教育を受けていない陸軍将校であった。原告は陸軍刑事事件法律扶助協会に、弁護士による弁護を可能にするよう法律扶助を求めた。申請

## 津山高専紀要 第45号 (2003)

書で彼は次のように述べた。税金、家賃、国民保険を差し引いた後の彼の一週間の収入は£ 158.13であり、彼には貯金も価値ある財産もない、と、その申請書には彼の部隊長の確認の署名があった。1997年3月26日付けの手紙によると、法律扶助協会は次のように答えた。無断職務離脱による起訴には、通常、法律弁護を保障しない、しかし、部隊長又は原告が例外的に法律扶助が認められるべきであると考えるなら、その理由を書いて提出すべきである、と。原告の弁護士は、1997年4月18日、原告は拘留刑に直面し弁護される必要があると指摘して法律扶助協会に書き送った。法律扶助協会は、1997年4月21日付けの手紙で£ 240を頭金とする条件で原告に法律扶助を申し出た。政府は原告が一週間£ 24の振込金を10週間支払えたはずだと主張するが、この点は原告と対立している。1997年4月30日に、原告の弁護士は法律扶助協会に頭金条件を再考するよう手紙を書いたが、1997年5月2日、法律扶助協会が返答する前に、原告は法律扶助の申し出を拒否し、したがって、軍法会議においては弁護士に弁護されなかった。

また1997年5月2日、原告は“関係した人々”宛の記録に署名した。その中で、彼は次のように述べている。

I, 25009734 Trp Morris D of The Life Guardsは、私の継続中の地区軍法会議において、私の弁護将校であるA大尉による弁護以外を決して望まないということを、確約する。

『私はこの決定を私自身の自由意思でおこなった。

私は、法律弁護への申込に関するこれまでのすべての書簡は今は無視されるだろうと理解している。』

原告の軍法会議は、1997年5月28日、チャーチル一兵舎で始まった。この裁判は次のメンバーで構成された：裁判長、the Corps of Royal Electrical and Mechanical EngineersのA.D.ホール中佐、彼は軍法会議の常任裁判長であった（1997年1月にその職に任命され2001年9月の退職まで勤める予定だった）；Royal Army Medical Corps, AldershotのR.リード大尉；the Second Battalion, Royal Gloucestershire, Berkshire and Wiltshire Regiment( Volunteers), ReadingのW.D.パークス大尉、そして法律に詳しい文民の法務官。3名の軍人将校全員が、原告が勤務していた指揮系統外の軍人であった。裁判長は、軍法会議の審理に出席しないときは家から出勤した。

A大尉は原告を弁護し、原告は1993年2月25日から1996年10月16日までの無断職務離脱の罪を認めた。原告の1993年3月17日付の部隊長宛の手紙は軍法会議へ提出されたが、彼が被害にあったと主張していたいじめに関しては何も述べられなかっただ。原告は陸軍からの解雇及び9ヶ月の拘留を言い

渡された。

審理の後、A大尉は誤って、もし原告が判決を争うならば、彼の刑の始まる日が控訴棄却の日まで戻されるという危険をおかすことになるという助言を原告にしてしまった。1997年5月31日、原告は弁護士に弁護を依頼した。1997年6月19日、弁護士は“再審機関”としての役割をもつ国防会議に、次のような事実に基づきながら請願を提出した。原告は軍法会議で法律弁護をなされなかつた、及び彼への暴行の訴えは、強迫の抗弁（刑事犯罪で起訴された人が犯行時にもしその犯罪を犯さなければ殺されるまたは重傷を負わされると合理的に信じられる場合に適用される）の方法において、または刑罰の軽減において、軍法会議で主張されなかつた、と。その請願は、次のように主張した。弁護将校が、原告は強迫を根拠に抗弁をすることができたであろうことを理解していたとは思えない、及び弁護将校は軍法会議においてその訴えに言及しないよう命令されていたとほのめかした。しかし、誰が彼にそう命令したかはほのめかさずに、請願は、また、軍法会議の裁判官がすでになされた訴えについて原告に質問する場合、原告がどのように対応するかについて、弁護将校が与えた指示についても、論究した。さらに、弁護将校が原告に“もし控訴すれば、お前の刑は重くなるだろう”と助言したことにも言及した。請願が提出された日に、弁護士はA大尉に手紙を書き、請願に関する彼のコメントを頼み、彼が秘匿特権の規則に服しており、いかなる第三者にも原告と彼とのやりとりの詳細を開示してはならないことを、彼に注意した。これにもかかわらず、A大尉は国防会議で陳述した。彼の述べたことの中で、特に重要なのが、

『私は原告の隊長として軍法会議において彼を弁護するよう依頼された。これが私のいかなる資格においても出席した最初の軍法会議だった。私は、治安判事裁判所及び刑事法院での通常の事件における経験はあったが……。

原告は私にひとつ以上の理由で陸軍を無断職務離脱したと述べた。1993年3月17日付けの彼の手紙に示されているように、彼は任務への熱意、傾倒、献身に不安を示していた。

請願は、彼が無断職務離脱したとき、罪を認める以外に請願者の選択肢はないと私が仮定していたと述べている。私は、彼が強迫を根拠に起訴に対して無罪を申し立てることができたかもしれないことを、知らなかつた。原告と私はいかなる程度においてもいじめの訴えを議論していない。それは、これらの訴えは国防省警察による面接において、彼によって取り下げられていたからである。

原告は私に、彼の訓練中の下士官による暴力に関

## 「モリス対UK事件」の概要 大田

するすべての訴えを取り下げたいとはのめかした。これは、裁判の期日がより早く設定され、裁判が相当短縮される可能性のためであった。このことは、私を、原告に対し、起訴されたときに罪を認めることを助言するように導いた。私は、これは彼に最終的な目的であった、より早期の陸軍からの解雇の最良の機会をあたえるものと感じた。

私は弁護将校としての私の役割を副官と議論した。我々は軍法会議の訴訟手続き及び判決へと導く私の行動について話し合った。罪を認めることはそうでない場合よりもより早い裁判日程になるということが、確かめられた。

私は原告にいじめの訴えへの言及は軍法会議を長引かせ、かつ複雑にすると助言した。いじめに関する訴えは1993年3月17日付けの部隊長宛の手紙の一部として紹介されるだろう。それは軽減の方法として裁判所に提出することに彼が同意していたものである。原告は、彼がすでに取り下げた従前の訴えに関する質問には答えたくないということに合意した。

そこで私は、彼にこのような質問は私に任せよう、そして私がこれは彼が押し進めたくない手段ですと裁判所に述べるよう助言した。』

1997年7月14日、請願は再審機関によって、次の文言で退けられた。

『再審機関はあなたの上記の依頼人によって提出された請願を検討し、次の理由でそれを退ける。

法律扶助への頭金は慎重に計算され、請願者が通常の裁判制度で支払わなければならぬであろう総計とうまく一致していた。彼によって署名された証書は、明らかに彼が法律弁護への手続きを進めないと決心したことを示している。我々は、原告がこの決定を受け入れるよう何らかのかたちで強制されたと理解することはできない。彼はまた、A大尉を彼の弁護将校として受け入れることに満足していたように思われる。

請願者がいじめられたとの訴えはSIBによって捜査され、その訴えを実証することはできなかった。事実、請願者が他の兵士に彼は訓練と働かれる長い時間に飽きてしまったので無断職務離脱を計画したと語ったことが、その捜査で明るみに出た。SIBの報告を考慮して、再審機関は、請願者が下士官による暴力にさらされていたとの訴えは実証することができないし、軽減の要素と見なすことはできないと考えざるをえない。

もし請願者が有資格の弁護士に助言されていたならば、彼は強迫を根拠に無罪を主張できたかもしれないとするあなたの申し立てを考えるに際し、我々は主任法務官による助言に信頼を置かなければならなかった。彼は次のように述べた。他人からの言葉

や行動により、もし犯罪を犯さなければ、自分が殺される、重傷を負わされるとの恐れを抱くとき、その人は強迫されていることになる、と、請願者が、自分が殺される、重傷をおわされると恐れる理由を有していたと合理的に信じることはできないであろう。

再審機関は、請願者が軍法会議に出廷するまでに、暴力にさらされていたとの訴えを取り下げていたことを知っている。A大尉がしようとしたことすべては、請願者がこれらの訴えを押し進めたくないことを軍法会議に知らせることであった。事実、部隊長宛の手紙は読み上げられたので、軍法会議はこれらの訴えを知らされていた。

我々は、A大尉が1997年4月1日以後旧式となっていたブックレット“陸軍軍法会議での対立の後の控訴及び請願”を請願者に紹介するという過ちを犯したこと認める。さらにその間違った段落は彼の請願者への助言において使われた。しかし、今我々が請願を受け取ったので、この間違った助言にもかかわらず、いかなる支障も生じていないと信じる・・・』

1997年7月26日、原告は、軍法会議控訴院へ有罪及び刑に対する控訴の許可を求めて申し立てをおこなった。1997年10月22日、控訴の許可は、強迫の抗弁は原告には適用されないこと、彼は有罪を認めるよう適切に助言されていたこと、その刑はあまりに重すぎるものではなかったことを根拠に、1人の裁判官によって棄却された。

## 判決

## I 条約第6条(1)違反の主張

原告は、1996年以降のUKにおける軍法会議制度の全体的構造に関して、第6条(1)をもとに一連の申し立てをおこなった。

## 第6条(関連した部分)

1. すべての者は、その・・・刑事上の罪の決定のため、法律で設置された独立のかつ公平な裁判所により妥当な期間内に公正な公開審理を受ける権利を有する。

## 1. 第6条適用の可能性

当裁判所の見解によれば、第6条は明らかに原告の軍法会議の手続きに適用される。なぜならそこでの手続きは、無断職務離脱の起訴に対し有罪を認めれば、刑の決定に關係したからである。1997年2月25日のフィンドレイ事件判決と対照的に、原告は通常の刑事犯罪で起訴されなかったが、当裁判所は原告が審理の後、刑を言い渡された。特に9ヶ月

の拘留を言い渡されたことに注目する。このような実質的な自由の剥奪に際しては、明らかに“刑事上の罪の決定”が存在していた。事実、政府側はこの点を争わなかった。

## 2. 全体的な申し立て

### A. 当事者の主張

#### (i) 原告

原告は、1996年法によって修正された軍法会議制度のなかのいくつかの構造的な欠点を申し立てた。彼は、次のように主張した。彼の部隊長、弁護将校、高等機関、軍法会議運営局、陸軍刑事事件法律扶助協会、陸軍起訴当局及び軍法会議に関わった将校はすべて、国防会議に直属している軍務局長(Adjutant General)によって、全面的にまたは部分的に支配されていた、と。特に、部隊長、弁護将校、起訴将校及び軍法会議に関わる将校たちの任命、将来の任命、昇進は、少なくともある程度は、軍務局長の下の軍務官(Military Secretary)に依存していたと主張した。彼は、起訴当局がまた陸軍法律サービスの責任者でもあり、したがって軍務局長に対し責任を負っていたという事実を強調した。彼は、軍務局長がまた軍隊内の規律の維持に責任を負っていたことに言及した。

原告は次のように主張した。条約第6条に適合するためには、軍法会議は制度として、陸軍から特に上級の命令から独立していかなければならない、と。それらに関し、原告は、起訴、軍法会議メンバーの任命、評決及び刑の決定、その評決及び刑の再審を含む、原告の軍法会議のすべての重要な段階で、陸軍のヒエラルキーが密接に関与し、最終的には軍務局長及び国防会議によって決定されていると主張した。

原告は、軍法会議のメンバーの軍法会議運営将校による選出方法に特別の注意を払った。彼は軍法会議のメンバーがいかにして選出されるかに関して、いかなる法令上のまたは規則上のガイダンスもないことを指摘した。軍法会議のメンバーとなるための資格に関する規則は存在したが、弁護をおこなう者には、軍法会議のメンバーに任命された将校が不適格なのかをチェックするために必要な情報は提供されなかった。原告は、彼ら自身は国防会議によって任命される軍法会議運営将校が、軍法会議のメンバーを選出するとき、陸軍の利益のために行動することを考えないようにするためのものが何も存在していないと主張した。彼は、2001年の始め、軍務局長が軍法会議運営局で責任を果たしていた退役将校を現役の陸軍准将と差し替えることができたという事実は、その局が上級の命令から独立していなかっ

たし、そうできないことを示していると主張した。彼は、いづれにしても、実際のところ、現役将校の彼らの部隊から軍法会議への任命は、通常、陸軍の活動上の指揮命令系統にゆだねられていたと付け加えた。軍法会議の常任裁判長として、彼らは軍法会議運営局によってそれぞれの軍法会議へ割り当たられるが、彼らはそのポストへ、通常の陸軍のスタッフ任命制度によって任命されていた。これらすべての要素から、彼は、軍法会議の独立性は問題であると主張した。

原告は、軍務官がいつでも常任裁判長の任期を終わらせる権限を有することを示しながら、彼らの任期の公式な保障がないことを強調した。彼は、常任裁判長の任命及びその役職の性格はいかなる法令上の又は規則上の規定によっても決められていないと、主張した。同様に、外部からの不適切な影響から常任裁判長を守るために公式な規定もなかった。彼は次のように指摘した。原告の事件における常任裁判長は中佐として、実質的に軍法会議の二人の現役将校より上の階級に位置していた、と。常任裁判長のフルタイムの任命に対して、二人の現役将校のアドホックなそれを比較しながら、彼は、常任裁判長が下位の将校を従わせるだけのはっきりとした経験と権限を持っていたと主張した。

原告は、原則として、ほぼ独占的に陸軍将校によって構成され、陸軍による起訴を裁いている軍法会議は、“独立のかつ公平な裁判所”を構成することはできない、特に無断職務離脱のような軍隊の規律に反する犯罪の場合には、と主張した。このことは、特に当該事件のように、関係した三人の陸軍将校のうち二人が当該事件のためにアドホックに任命されたとき、そうであった。また、二人の現役将校が彼らの司法権限を行使するときに妨害されないよう保障する手段が、存在しなかった。彼は、軍隊の規律の、及び拘留期間の決定において他者に干渉させないことの重要性を認識している。イギリス陸軍における強い将校団精神を明らかにし、1996年法にもとづくすべての軍法会議において利害の不可避的な対立が生じていると述べた。

原告は、軍法会議における独立のかつ公平な法務官の存在は、彼が軍法会議に見出した欠点を救済することはできない、特に法務官は評決には投票できないし、刑に関する投票も4票のうちの1票に過ぎないし、他のメンバーに常任裁判長が有するよりも弱い影響力しかもっていないから、と述べた。

刑を決定する場面に関して、原告は、刑罰がフィンドレイ事件における判決より前の軍法会議の従前の判決を参照しながら、常任裁判長とおそらく他のメンバーの出席によって、つまり陸軍規律会議で計算されるという事実から、陸軍の影響が浮き彫りに

## 「モリス対UK事件」の概要 大田

なると主張した。

国防会議が“再審機関”として、その強制再審の後に軍法会議の評決を取り消すという比較的広範な権限を有しているという事実、及びそれらの権限が原告の事件におけるように通常実際には現役将校に委任されているという事実からして、原告は、軍法会議が“法律で設置された裁判所”に該当するに必要な性格を有していないこと、及びその独立性にはさらなる疑問が生じることを主張した。

原告はまた、彼が出廷した軍法会議は“法律によって設置された”とするに必要な性格を欠いていると主張した。特に、原告は、軍法会議のメンバーの選出及び任命を実質的にコントロールする法律がないことを強調した。

## (ii) 政府

政府は1996年法によって導入された軍法会議制度は完全に条約に適合すると主張した。

政府は、国防会議が軍隊の指揮・運営及びそこでの任命に関して一定の権能を有しているという事実は、原告が独立のかつ公平な裁判所によって裁かれなかつたということを意味しないと主張した。政府は、規律は指揮権を有する者だけの機能であると主張しながら、“指揮”権と“人事”権との間に差別をつけた。つまり軍務局長は指揮をおこなう将校では全くなく、むしろ人事政策を担当する最高位の幹部将校であると主張し、原告が軍務官が軍法会議のメンバーである将校の任命と昇進をコントロールしていると主張するのは間違っているとし、なぜなら、このようなコントロールは昇進・選抜委員会でなされるからであるとする。

政府は、新しい軍法会議制度は、フィンドレイ事件において当裁判所によって指摘された従前の制度のすべての問題にこたえたものであると強調した。特に、“召集将校”的役職は廃止され、その主要な役割は高等機関、起訴当局、軍法会議運営局に分割されていると指摘した。

政府は、高等機関の役割は限定されたものであると主張した。事件を略式処分のため被疑者の部隊長に差し戻すか、正式な起訴決定のため起訴当局に任せると、又は全く手続きを進めないかに関する最終的な決定は、本質的に指揮権にもとづく決定であり、法律上の決定ではないとした。

起訴当局に関して、政府は、彼と彼のスタッフは完全に上級の陸軍指揮系統から独立し、司法長官にかわって起訴をおこなうことを強調した。つまり、現行の陸軍法律サービスの長（その立場において、彼は軍務局長に責任を負う）としての役割を合わせた、現行の起訴当局に共存する二つの役割は、起訴官としての独立性または公平さに偏見をもたせるものではない、なぜなら特に、陸軍法律サービスの長

は指揮系統に規律問題に関する助言を与えることにして関与しないからであると、主張した。

政府は、原告の軍法会議の時期に軍法会議運営局の責任者は文民であったこと、及び彼の部下の将校は高等機関と起訴当局の双方から独立していたことを指摘して、軍法会議のメンバーを選出するという仕事が日常的に軍法会議運営局の手から離れて陸軍の作戦指揮系統に委ねられたとの原告の主張に反駁した。

政府は、原告の軍法会議の常任裁判長は、陸軍を退職する前の彼の最後の役職であり、ほぼ4年8ヶ月の任期で任命されていたと強調した。彼はまた、指揮系統外であり、秘密報告も受け取っておらず、自宅から通勤した。常任裁判長がその役職から早期に解任されたという記録はなかった。

原告の軍法会議に關係した二人の現役陸軍将校に関しては、政府は再び、彼らが原告、高等機関、起訴当局、弁護将校の指揮系統外であったという事実を強調した。外部からの圧力に対する他の保障は、軍法会議のそれぞれのメンバーによってなされる宣誓と、法務官によって作られた法律のポイントに関するルールに従う義務というかたちで存在していた。政府は、多くの点で軍法会議における現役将校の役割は、通常の刑事裁判における陪審員のそれと類似していると主張した。彼らは、弁護将校と同じく、UK陸軍司令官の指揮に最終的には服したが、同じことは、すべての陸軍将校に言うことができた。政府は、この事実だけで軍法会議による裁判が本質的に条約第6条に適合しなくなると主張することはできないと述べた。

政府は、1996年法以前の軍法会議制度のもとで刑の決定についていくつかの不十分さが存在していたが、これらの不十分さは法務官の役割の拡大によって、及び刑に対して控訴できるという新しい権利によって（どちらも1996年法によって規定された）対応されたと主張した。

政府は、フィンドレイ事件のときとは異なり、原告の事件の時期には、軍法会議の事実認定と刑の決定は、もはや確定や“確定将校”による再審に服しなかったと述べ、 “再審機関”的役割は原告の軍法会議の公正さや独立性、又は条約第6条(1)にもとづく“裁判所”としてのその地位に疑問を生じさせないと主張した。この機関は、別の指揮系統に属しているので、高等機関と起訴当局から独立していた。この機関は本質的に、軍法会議において明らかに間違いがおこらなかったかをチェックすることにより、被告人により一層の保護を与えるものであった。この機関は、特に海外での軍法会議に関する事件において、控訴に比べて比較的迅速にチェックすることができ、その決定に至る前に法務官の助言を

考慮することが義務づけられていた。政府は、この機関は再審の実施において、被告人の有利になること以外をすることはできなかったと主張した。そして、その再審がいかなるかたちであれ被告人の軍法会議控訴院へ控訴する権利に影響を与えなかったとくり返し述べた。

### B. 裁判所の決定

当裁判所は、ある裁判所が“独立した”と見なすことができるか否かを決めるためには、そのメンバーの任命方法、その職務の期間、外部からの圧力に対する保障の存在及びそのかたちが独立の外観を有しているかという問い合わせに注目しなければならないということを、思い起こす。

“公平さ”的問題に関しては、この要請には二つの側面がある。一つ目は、裁判所は主觀的に個人的な偏見や歪みから自由でなければならない。二つ目は、裁判所はまた客觀的な視点から公平でなければならない。つまり裁判所はこの点に関する正当な疑問を排除するための十分な保障を示さなければならない。

独立性と客觀的な公平さという概念は密接に関連し、フィンドレイ事件においてそうだったように、当裁判所もそれらが当該事件に関係しているときには一緒に考えるであろう。

当裁判所は、軍隊のメンバーを裁くためその全体または一部を軍人によって構成された裁判所を使用するというやり方は、多くの加盟国の法制度にしっかりと定着していることに注意する。

当裁判所は、軍法会議が原則として条約第6条(1)の目的である“独立のかつ公平な裁判所”となりうることを示すそれ自身の判例を思い起こす。例えば、エンジェル事件において、当裁判所は、最高裁の二人の文民裁判官と四人の軍人将校によって構成されたオランダ最高軍法会議は、それに該当する裁判所であると判断した。しかしながら、条約は、その独立性と公平さを保障する十分な安全装置が存在する限りでのみ、このような裁判所を許容するであろう。

フィンドレイ事件判決において、当裁判所は、フィンドレイ氏が様々な起訴理由により出廷した普通軍法会議の独立性と公平さに彼が抱いた不安は、客觀的に正当化されると考えた。当裁判所の関心は

“召集将校”によりその訴訟手続きにおいて演じられた多様な役割の周りに集中した。その将校は、起訴において鍵となる役割を果たし、しかし同時に彼より下位の階級であり彼の指揮系統に属する将校を軍法会議のメンバーに任命した。彼はまた、裁判前又は途中で軍法会議を解散する権限をもち、さらに“確定将校”として活動した。その結果、評決及び

刑に関する軍法会議の決定は彼によって追認されるまで効果を生じなかった。当裁判所は、これらの根本的な欠点は、彼自身は軍法会議のメンバーではなく、軍法会議へのその助言は公開されない法務官の関与のような保障の存在では、改善されないと考えた。

当裁判所は、1996年法によって導入された変更是フィンドレイ事件におけるその関心事を解決するに大いに効果があったと考える。“召集将校”と“確定将校”的役職は廃止され、これらの将校によって担われていた役割は分割された。起訴の開始及び訴追手続きの進行に関する召集将校の役割は、今は高等機関と起訴当局の間で分割されている。軍法会議の召集、そのメンバーの任命、裁判地の設定、証人の召喚などの役割は、陸軍裁判所サービス（従来の軍法会議運営局）に委任され、そのスタッフは高等機関及び起訴当局から独立している。軍法会議を解散するという召集将校の権限は、審理の前では陸軍裁判所サービスに委ねられ、その後では、法務官に委ねられた。彼は今は軍法会議の正式なメンバーで、公開法廷で事件概要の説示をおこない、刑に関する投票する。

当裁判所は、1996年法の施行以来、フィンドレイ事件には存在していなかった、軍法会議における訴追の役割と判決の役割との間に分離が存在しているとの結論を下す。助言の役割もまた、陸軍法律サービスの長と准将勧告とに分かれて委ねられている。陸軍法律サービスの長はまた起訴当局であるが、当裁判所は次のような見解である。それについて独立のために十分な保障が存在している、彼の助言の役割においては、彼は規律事項を扱わない、いかなる事態でも、その役割においては彼は軍務局長に責任を負い、他方、起訴当局としては彼は司法長官に責任を負っている、と。

これらの理由のため、当裁判所は、国防会議や軍務局長に代表される上級陸軍指揮官と原告の軍法会議の進行に関わった将校たちとの関係についての原告の全般的な申し立てが、それだけで条約第6条(1)の何らかの違反を生じさせるとは認定しない。

しかしながら、原告の軍法会議を審理したメンバーが全体として、“独立のかつ公平な裁判所（当裁判所の判例で説明されたような概念としての）”を構成するのか、という問い合わせが残る。

当裁判所は、トルコ国家安全保障裁判所での文民の刑事裁判に関する INCAL v. TURKEY 事件において、その裁判所のメンバーであった軍人裁判官との関連で、独立性と公平さのための一定の保障について検討したことを思い起こす。特に、当裁判所は、関係した軍人裁判官がその文民裁判官と同じ法学教育を経験していたこと、彼らが文民裁判官と同じ憲

## 「モリス対UK事件」の概要 大田

法上の保障を享受していたこと、トルコ憲法により、彼らは公的機関の指示や影響から独立し自由でなければならなかつたことを指摘した。しかしながら、当裁判所は、彼らの独立性に疑問を投げかけ、軍人裁判官の地位の他の側面を確認することを続けた。特に、彼らは今なお陸軍に所属する軍人であり、彼らは陸軍の規律と評価報告に服していく、彼らの任命に関する決定は、その大半が行政当局と陸軍によってなされ、彼らの任期は僅か4年で更新することができたからである。

最初に当該事件における任命方法を見ると、原告は、軍法会議に関与する将校の選出方法に、及びその選出に責任を負う軍法会議運営局の独立性に関心を向いた。軍法会議運営局の長が国防会議によって任命されたという事実は、それだけでは軍法会議の独立性を疑う理由にならない。なぜならその長は、いかなる場合でも、軍法会議で訴追の役割及び判決の役割を果たす人々から完全に分離されていたから。原告は、その長は固定された任期を有していないように見えること、及び彼の軍法会議のメンバー選出において上級陸軍指揮官の影響に対する明確な保障が存在しなかつたことを指摘する。しかしながら、原告の事件においてこのような干渉に関する証拠はない。したがって、当裁判所は次のような結論を下す。原告の軍法会議のメンバーが任命された方法それ自体は、条約第6条(1)の目的に照らし、その裁判における独立性を損なうようなことを生じさせていない、と。

任期及び外部からの圧力に対する保障の存在に関しては、当裁判所は次のような結論を下す。原告の軍法会議の常任裁判長と二人の現役将校の地位を順々に検討する必要があると、原告は軍法会議の残りのメンバー、つまり法務官の独立性については異議を唱えていない。

当裁判所は、原告の軍法会議の常任裁判長は1997年1月にその役職に任命され、彼が2001年9月に退職するまでの4年8ヶ月の間、在職することになっていたと指摘する。彼は、また指揮系統の外で働いた。当裁判所は、これらの点から、彼の立場はエンジェル事件でのオランダ最高軍法会議の軍人メンバーのそれに類似していたと考える。この事件において、当裁判所は、その軍法会議が“独立のかつ公平な”であると宣言するに際し、軍人メンバーの任命は通常彼らの最後の職歴であった、及び彼らは裁判官としての役割において何らかの高級機関の指揮下にも、彼らの行動を軍に説明する義務の下にもなかつたという事実に、注目した。

当裁判所は、次のことを思い起こす。裁判官の任期中彼らを罷免できないことは一般的にはその独立性の当然の結果と見なされなければならないが、法

律におけるこのような罷免不可の公式な承認の不存在それ自体が、独立性の不足を意味しない。それが事実上承認されていて、他の必要な保障が存在するならば、と。また、当裁判所は、スピア事件及びボイド事件において軍法会議控訴院が強調したように、常任裁判長の早期解任に対する“書面上の保障”は存在しないが、今までにその役職から解任された常任裁判長の記録はないということを、確認する。

原告は、原告の軍法会議の常任裁判長の独立性は、任期の正式な保障と何らかの法令でのその任命の具体化によって強化することができたはずであると主張した。しかしながら、当裁判所は、常任裁判長の存在は軍法会議の独立性に疑義を生じさせるものではないと認める。むしろ、彼の任期、事実上の任期の保障、彼が将来の陸軍での昇進・昇格にはっきりとした関心を示さないし、全く陸軍報告に服さないという事実、陸軍の指揮系統から比較的遊離していることなどは、彼がその他の点ではその場限りの裁判において、独立性の重要な保障だったことを意味した。

常任裁判長とは対照的に、原告の軍法会議に関わった二人の現役将校は、何らかの固定された期間で任命されなかつた。むしろ、彼らは、彼らが裁判の終了後通常の軍隊勤務に戻ることを認識しながら、全く場当たり的な根拠で任命された。当裁判所は、彼らの任命の場当たり的な性格それ自体が、条約第6条(1)の独立性の要求と軍法会議との不適合性を作り上げるに十分であったとは考えないが、このことは、外部の圧力に対する保障の存在の必要性をこの事件においてますます重要なものとした。

当裁判所は、当該事件には一定の保障が存在していたことを認める。例えば、1996年法によってその役割が高められた、法曹資格を有する文民の法務官の存在は、重要な保障であった。エンジェル事件においてオランダ最高軍法会議の二人の文民裁判官の存在がそのように認定されたように、このことは、法務官が投票権を有しなかつたであろう原告の有罪決定は、当該軍法会議では争点にならなかつたので、特にそうであった。上記の段落で示されたように、常任裁判長の存在は、もうひとつの保障となつた。当裁判所は、軍法会議の選出における適格性に関する法令その他の規則といった保障、及びそのメンバーによる宣誓によって提供される保障についても注目する。

しかしながら、当裁判所は、これらの保障は、比較的下位の現役将校にかかるであろう外部の圧力の危険を排除するには不十分であったと考える。特に、当裁判所は次のことについて注目する。これらの将校は法学教育を受けていなかつたこと、彼らは軍隊の規律と報告に服していたこと、及びこの事件に関わる期

間彼らが陸軍という外部からの影響を受けることを禁止する法令又はその他のものが存在しなかったこと。これは、起訴された犯罪が直接軍隊の規律違反に関係している当該事件において、特別の関心事項である。この点から、軍法会議の軍人メンバーの地位は、このような圧力の危険にさらされない通常の陪審のメンバーのそれと一般的に比較することはできない。

“再審機関”の役割に関する原告の申し立てに関しては、当裁判所は、非司法機関によっては変更されないのであろう拘束力ある決定を下す権限が、まさに“裁判所”という言葉に内在化されていることを思い返す。その原則は、また条約第6条(1)によって要求される“独立性”的要素と見なされる。フィンドレイ事件において、1996年法以前の軍法会議制度の下で“確定将校”的担った役割は、この確立された原則に反すると認定された。

当該事件において、1996年法によって導入された変更により、原告の評決及び刑は“再審機関”による自動的な再審にかけられた。当裁判所は、その機関は軍法会議によって決定された原告の評決及び刑を破棄する権限を付与されていたことに注目する。さらに重要なことは、その機関は、軍法会議によって達せられたであろう有罪の決定に達する権限、及び軍法会議にとって可能な、その機関の意見ではもとの科せられた刑よりは重くないであろう刑に差し替える権限を有していた。差し替えられた評決又は刑は、軍法会議それ自体によって達せられた又は科せられたものとして扱われた。

当裁判所は、再審が“再審機関”的な非司法機関によっておこなわれたというまさにその事実が、上記の段落で指摘した原則に反すると考える。当裁判所は、特に次のような事実を心配している。差し替えられた刑が軍法会議によって科せられた刑

よりもより重いか軽いかの決定が、その機関の裁量に委ねられていたという事実。当裁判所の心配は、再審の存在は原告のように有罪とされた兵士の利益となるという政府の主張や、再審をおこなうときその機関によってなされる本質的には公正な手続きによっても、解決されない。

当裁判所は次のような見解である。認められた基本的な欠点は、原告の軍法会議控訴院への控訴によって直されなかった、なぜならその控訴は、原告の事件の再弁論を含まず、むしろ効率的に二つの刑の確定に至る決定の仕方で、評決・刑に対する控訴は却下されるべきであると決定したからである。

これらすべての理由から、当裁判所は、軍法会議の独立性及び“裁判所”としての地位に関する原告の疑いは客観的に正当化されたと考える。

結論として、軍法会議制度の全体の構造に関する原告の申し立てのいくつかの視点から、条約第6条(1)違反が生じた。

\*付記 本稿は日本学術振興会平成15年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））「第二次世界大戦後のイギリス軍事法に関する考察－軍法会議改革の変遷を題材として－」による研究成果の一部である。

## 参考文献

- 1) MORRIS v. UNITED KINGDOM Application No.38784/97 34 E.H.R.R. 52 para.1253
- 2) フィンドレイ事件、フド事件に関しては、拙稿「イギリスにおける軍法会議・略式命令の改革－二つのヨーロッパ人権裁判所判決を契機にして－」原野翫ほか『民営化と公共性の確保』285頁（法律文化社、2003）を参照。
- 3) Regina v Spear and others, Regina v Saunby and others, [2002] UKHL 31, [2002] 3 WLR